

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく
「緊急事態宣言」発令に伴う日建連東北支部の事務局体制に関するお知らせ**

2021 年 8 月 27 日
一般社団法人日本建設業連合会東北支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府が 27 日に宮城県などを「緊急事態宣言」の対象地域に追加しました。

このため、宮城県(仙台市)に所在する東北支部は以下の体制を構築して、事業活動を継続することといたしますので、お知らせいたします。

1. 事業継続体制

- 1) 月曜日から金曜日の就業時間(8:30～17:00)に原則として職員 3 名が事業継続要員として事務所に出勤し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との連絡調整業務を実施する。
- 2) 本事業継続体制は、緊急事態宣言終了まで(現時点では9月12日まで)継続する。
- 3) 事業継続要員以外の職員については、原則、テレワークとする。

2. その他

- 1) 事業継続体制を構築している間は、事業継続要員が電話、FAXに対応いたします。また、テレワーク中の職員への連絡も取り次ぎます。
- 2) 会員企業の皆さまで、職員個々と直接連絡を取られる場合は、MAILでの連絡をお願いいたします。
- 3) 災害発生時など緊急時には、この事業継続体制を解除します。

【連絡先:支部事務局】

電話番号 (022-221-7810) FAX 番号(022-265-9465)

以上